

別記様式第19号（第21条、第23条関係）

取扱区分	文書管理システム	分類番号	07100301	保存期間	5年	原議文書番号	平成25(4)第 785	文書番号	
令和3年2月25日					起案	施行予定			
令和3年2月25日					決議	令和3年3月5日			
開示	理由	条例第7条第1項に定める個人情報及び第5項に定める行政運営情報が含まれているため。							
一部開示									
不開示									
存否						確認者	平野		
長崎県公安委員会									
委員長		委員		委員					
委員長	委員	議長等	監査官等	管理官等	調査官等	副長等	議長等	正会員	会員
合議					総括文書管理者印	審査員印	所属名		
							警務部監察課調査係 (電 [Redacted] 番)		
件名	職員の規律違反に係る懲戒審査委員会の開催について								
本部所属の警部による情報漏えい等事案につき、懲戒処分が必要と認められることから、長崎県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第10条に基づき、別紙のとおり、懲戒審査委員会を開催してよろしいかお伺いします。									

長崎県警察

1 関係職員

行為責任

[REDACTED]
警部

[REDACTED] 歳

2 開催日時・場所

(1) 日時

令和3年3月5日（金）午前9時30分から

(2) 場所

警務部会議室

3 その他

本委員会開催について、関係職員は口頭審査を要求していない。

別記様式第5号（第13条関係）

令和3年2月24日

承認書

長崎県警察職員懲戒審査委員会委員長 殿

所属

官職 警部

氏名

私の規律違反にかかる懲戒審査委員会の審査については、口頭審査は要求しません。
また、いつ審理されても不服のないことを承認します。

令和3年2月26日

懲戒審査要求書

長崎県警察職員懲戒審査委員会委員長 殿

長崎県警察本部長

長崎県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第10条の規定により、次の者の懲戒処分について審査を要求する。

所 官 氏 属 職 名	[REDACTED] 警部 [REDACTED] ([REDACTED] 歳)
規律違反 の内容	当該職員は、 [REDACTED] から長崎県警察本部 [REDACTED] として勤務し、課長を補佐し課の事務を総括整理して部下職員を指揮監督する [REDACTED] のであるが、 第1 既婚者でありながら、令和元年7月頃から令和2年10月13日までの間、一般人男性と不適切な異性交際をし 第2 令和2年2月27日頃から同年10月9日頃までの間、自宅や職場内等において、自己が使用するスマートフォンにインストールされたソーシャルネットワークシステムであるLINEにかかるトーク機能の活用あるいは携帯電話等による通話または資料の手交などにより、前記男性に対し、本県警察における捜査状況、警察関係の行政運営情報、個人情報、警察文書等の情報を提供し、もって、職務上知り得た秘密を漏らすなど不適切な情報の取扱いをし 第3 令和2年9月1日、知人女性と共に謀の上、携帯電話機販売店々員に対して携帯電話機の契約に関して虚偽の申告をして携帯電話1台（販売価格3万9,600円）の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。
添付書類	<input type="radio"/> 申立書 <input type="radio"/> 身上調査書
備考	

別記様式第2号（第6条関係）

令和3年2月25日

申 立 書

長崎県警察本部長 殿

警務部監察課長

次の者の規律違反について、次のとおり申し立てる。

所属

官職 警部 氏名

生（　歳）

1 規律違反認知の端緒

県警内の職員から当該職員と報道関係者の不適切交際に関する通報があつたことによる。

2 規律違反の年月日等

(1) 規律違反の日時

令和元年7月頃から令和2年10月13日までの間

(2) 規律違反の場所

3 規律違反の内容

警部 [REDACTED] は、[REDACTED] から長崎県警察本部 [REDACTED]

[REDACTED] として勤務し、課長を補佐し課の事務を総括整理して部下職員を指揮監督する [REDACTED] ものであるが、

第1 既婚者でありながら、令和元年7月頃から令和2年10月13日までの間、一般人男性と不適切な異性交際をし

第2 令和2年2月27日頃から同年10月9日頃までの間、自宅や職場内等において、自己が使用するスマートフォンにインストールされたソーシャルネットワークシステムであるLINEにかかるトーク機能の活用あるいは携帯電話等による通話または資料の手交などにより、前記男性に対し、本県警察における捜査状況、警察関係の行政運営情報、個人情報、警察文書等の情報を提供し、もって、職務上知り得た秘密を漏らすなど不適切な情報の取扱いをし

第3 令和2年9月1日、知人女性と共に謀の上、携帯電話機販売店々員に対して携帯電話機の契約に関して虚偽の申告をして携帯電話1台（販売価格3万9,600円）の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

別記様式第1号（第6条関係）

身 上 調 査 書

所属
官職

警部

氏名

生（　歳）

1 採用年月日

2 級料
公安職　級　号給（　）

3 既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由

4 勤務状況及び成績

(1) 勤務状況

(2) 成績

5 平素の行状

6 部内又は社会の反響

本件は、ある報道関係者に捜査情報や行政運営情報、個人情報等を漏えいしたり警察文書の提供を繰り返し、知人女性を巻き込んで詐欺という犯罪行為を敢行

7 その他処分を加重又は軽減すべき事項

(1) 加重すべき事項

(2) 軽減すべき事項

8 処分に対する意見

令和3年2月25日

警務部監察課長

別記様式第6号（第15条関係）

令和3年3月5日

勧告書

長崎県警察本部長殿

長崎県警察職員懲戒審査委員会委員長

令和3年2月26日付け、[REDACTED]に関する懲戒審査要求に基づき審査した結果、
次のとおり決定したので勧告する。

記

停職 6月

委員長 菅谷大岳



委員 福山康博



委員 池田秀明



委員 北村秀明



委員 山口善之



委員 川口利也





懲戒審査委員会の審査記録

別記様式第19号（第21条、第23条関係）

取扱区分	文書管理システム	分類番号	07190301	保存期間	5年	原議文書番号	原議文書番号(64) 第94号	文書番号	X	
令和3年3月5日 起案					施行予定					
令和3年3月5日 決裁					令和3年3月5日 施行日等印					
開示請求	理由									
一部開示		条例第7条第1項に定める個人情報及び同条第5項に定める行政運営情報が含まれるため。								
不開示										
存査						確認者	[印]			
長崎県公安委員会										
委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	
本部長	審査員	有機農業推進担当者	課長	管理官 セキュリティ監査担当者	調査官	調査官	監査官	監査官	監査官	
[印]	[印]			[印]	○	○	[印]	○	○	
合議					総括文書管理者印	審査員印	所属名 警務部監察課調査係 (電 [印]番)			
件名	規律違反者に対する処分実施について（伺い）									
本部勤務の警部による情報漏えい事案等について、懲戒審査委員会の勧告に基づく処分を実施してよろしいかお伺いします。										

長崎県警察

1 被処分者
行為責任

警部

生 ([] 歳)

2 処分の年月日

令和3年3月5日

3 処分の内容

行為責任 「停職 6月」

4 処分の理由

別紙のとおり

5 処分の根拠

(1) 刑法

第246条 (詐欺)

(2) 地方公務員法

第29条 (懲戒) 第1項第1号、第2号、第3号

第33条 (信用失墜行為の禁止)

第34条 (秘密を守る義務) 第1項前段

(3) 長崎県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令

第7条 (信用失墜行為の禁止)

行為責任

被処分者	種別	処分の理由
<p>警部 [REDACTED] [REDACTED] 警部</p> <p>[REDACTED] 生 [REDACTED] ([REDACTED] 歳)</p> <p>拝命年月日 [REDACTED]</p> <p>現所属配置 [REDACTED]</p>	停職 6月	<p>警部 [REDACTED] は、 [REDACTED] から 長崎県警察本部 [REDACTED] として勤務し、課長を捕佐し課の事務 を総括整理して部下職員を指揮監督する [REDACTED] もので あるが、</p> <p>第1 既婚者でありながら、令和元年7月 頃から令和2年10月13日までの間、一 般人男性と不適切な異性交際をし</p> <p>第2 令和2年2月27日頃から同年10月9 日頃までの間、自宅や職場内等において、自己が使用するスマートフォンに インストールされたソーシャルネット ワークシステムであるLINEにかかるト ーク機能の活用あるいは携帯電話等に よる通話または資料の手交などにより 前記男性に対し、本県警察における捜 査状況、警察関係の行政運営情報、個 人情報、警察文書等の情報を提供し、 もって、職務上知り得た秘密を漏らす など不適切な情報の取扱いをし</p> <p>第3 令和2年9月1日、知人女性と共に謀 の上、携帯電話機販売店員に対して 携帯電話機の契約に関して虚偽の申告 をして携帯電話機1台（販売価格3万 9,600円）の交付を受け、もって人を 欺いて財物を交付させ たものである。</p>

別記様式第7号（第16条関係）

懲 戒 処 分 書

(氏名)	(官職)
[REDACTED]	長崎県警部

(懲戒処分の内容)

地方公務員法第29条の規定により、懲戒処分として

停職 6月

()
とする

令和3年3月5日

任命権者

長崎県警察本部長 警視監 早川 智之

交付 年 月 日	5 令和3年3月5日	交付 場所	警務部監察課
-------------	---------------	----------	--------



別記様式第8号（第16条関係）

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2及び同法第49条の3の規定により、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県人事委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、審査請求をすることができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、地方公務員法第51条の2の規定により、審査請求に対する長崎県人事委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、長崎県人事委員会の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても、長崎県人事委員会の裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する長崎県人事委員会の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、長崎県人事委員会の裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

1 処分者

任命権者 長崎県警察本部長
警視監 早川智之

2 被処分者

所 属	[REDACTED]	採 用	[REDACTED]
官 職	長崎県警部	級及び号給	公安職 [REDACTED] 級 [REDACTED] 号給
(ふりがな) 氏 名	[REDACTED]	生 年 月 日 (年 齡)	[REDACTED] ([REDACTED] 歳)

3 処分の内容

処分発令日	5 令和3年3月●日	処分説明書 交 付 日	5 令和3年3月●日
根拠法令	地方公務員法第29条第1項 第1号、第2号、第3号	処分の種類 及 び 程 度	停職 6月

処分の理由

警部 [REDACTED] は、[REDACTED] から長崎県警察本部 [REDACTED]
として勤務し、課長を補佐し課の事務を総括整理して部下職員を指揮監督する [REDACTED]
ものであるが、

- 第1 既婚者でありながら、令和元年7月頃から令和2年10月13日までの間、一般人男性と不適切な異性交際をし
- 第2 令和2年2月27日頃から同年10月9日頃までの間、自宅や職場内等において、自己が使用するスマートフォンにインストールされたソーシャルネットワークシステムであるLINEにかかるトーク機能の活用あるいは携帯電話等による通話または資料の手交などにより、前記男性に対し、本県警察における捜査状況、警察関係の行政運営情報、個人情報、警察文書等の情報を提供し、もって、職務上知り得た秘密を漏らすなど不適切な情報の取扱いをし
- 第3 令和2年9月1日、知人女性と共に謀の上、携帯電話機販売店々員に対して携帯電話機の契約に関する虚偽の申告をして携帯電話機1台（販売価格3万9,600円）の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。